

農業交流関連施設認定制度の 変更について

農業交流関連施設認定制度は、農業者が市街化調整区域内で、直売所や加工販売所等を建築することができる制度です。平成18年にスタートした制度ですが、制度開始より10年経過し、さらなる6次産業化を促進するため、制度を改正しました。

改正後の要件は以下のとおりです。

- ・ 建築できるのは市街化調整区域内で、直売所、加工販売所、市民農園の付帯施設等です。
- ・ 申請者は本市内で耕作または養畜を行う農業者、農業法人、農業者が組織する団体に限ります。
- ・ 申請者は、農業の実績が必要です。
- ・ 面積は300㎡まで（延床）、高さは2階以下、10m以下に限ります。
- ・ 直売所の場合、販売できるのは、自己生産物＋札幌市産の農畜産物です
- ・ 加工販売所の場合、販売できるのは、自己生産物＋札幌市産の農畜産物を過半（量もしくは金額）使用した加工品に限ります。（包装し販売する際には、札幌市産の原料を使用していることが分かるような表示にすること）
- ・ 建築物は、建築確認、開発許可等、他法令の許認可が取得できる見込みであること
- ・ 年1回、事業内容を報告すること
- ・ 当制度の認定後、都市計画法上の開発許可申請、農地転用申請（該当の場合）、農振法用途変更（該当の場合）、食品衛生法上の営業許可申請等の申請をしていただくことになります。

ご相談の際には、

- ・ 耕作状況の分かるもの（耕作図など）
- ・ 販売予定（加工の場合加工予定）一覧
- ・ 施設の規模、概要を示したものを をお持ちください。

なお、実際の申請の際には、土地利用計画図、建築物の立面、平面図、土地の求積図等必要になります。

また、認定農業者等が直売所を整備する場合は、札幌市の基盤整備補助事業の対象となる可能性もありますので、ご相談ください。

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.011-211-2406